

No.	意見内容	原案該当 ページ	変更点	事務局の見解
1	「重点施策」と「基本施策」の考え方について 基本的に、計画に盛り込む施策はすべて大事なものであるが、とりわけ今後3年間において、より積極的に取り組むべき施策が「重点施策」であると考えます。 言い換えれば、現在における川越市の障害福祉行政において非常に大きな課題となっていること、また、他の施策に比して緊急的に取り組むべき課題に対応する施策が「重点施策」であるといえることができる。	46-61		「重点施策」については、アンケート調査の結果を踏まえ選定しています。 また、アンケート調査の結果だけでなく、「親亡き後」の問題など喫緊の課題があることから、次期計画では「地域支援体制の充実」を重点施策とし、課題の解決に向け取り組んでまいります。
2	施策分野6「福祉サービスの充実・向上」の本市の現状の部分で、入所待機者の状況について言及してもらいたい。	58	①	施策分野6「福祉サービスの充実・向上」の本市の現状部分で、入所待機者の現状に関する文章を追記させていただきました。
3	施策分野6「福祉サービスの充実・向上」の各施策は地域移行の流れが分かるよう、次のように整理してはどうか。 ○1 相談支援体制の充実 ○2 日中活動の場の充実 ●3 暮らしの場の充実 ●4 地域生活支援体制の充実 ○5 サービスの質の維持・向上 また、上記施策3「暮らしの場の充実」は重点施策に位置づけていただきたい。	59	②	施策の順番を整理し、「暮らしの場の充実」を重点施策に位置づけさせていただきました。
4	6 福祉サービスの充実・向上について、「入所施設待機者を削減する」成果指標を設定していただきたい。	59	①	入所待機者数については、入所調整を埼玉県が行っていること、埼玉県の次期障害者支援計画において「入所待機者数」に関する数値目標を設けていないことから、本市の次期計画においても、成果指標に「入所待機者数」を設ける考えはございません。 第3回審議会で委員からご提案をいただいたとおり、施策分野6「福祉サービスの充実・向上」の本市の現状部分で入所待機者の現状に関する文章を追記させていただきました。

No.	意見内容	原案該当 ページ	変更点	事務局の見解
5	<p>素案p.61 No.25「避難行動要支援者の避難支援体制の充実」の活動指標「個別避難計画作成数」で市町村の努力義務となったとありましたが、その際に「自治会やサービス事業者が作成する」と説明があったように聞こえました。</p> <p>具体的にどのように作成するのかご教示ください。</p>	60		<p>現在は、個人情報に関する覚書を締結済みの自治会に対して、避難行動要支援者名簿と同時に個別避難計画のひな形を提供し、名簿を確認の上順次計画作成にご協力いただけるようお願いしておりますが、令和3年の災害対策基本法改正により、個別避難計画の作成が市町村の努力義務となり、優先度が高い方（独居や災害危険度が高い地域にお住まいの方等）について、令和7年度までの概ね5年間で作成することが示されております。作成にあたっては、要支援者本人の心身の状況等を把握している福祉専門職や福祉サービス事業者、支援者の確保に結びつく自治会等と連携した取組を進めるよう求められており、具体的な作成体制について現在検討しているところでございます。</p>
6	<p>No.41「ひきこもり公開講座の充実」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現計画では「青年期ひきこもり事業の実施」という事業名であったが、継続としながら公開講座だけに特化したのはなぜか。</li> </ul> <p>【修正案】</p> <p>ひきこもりに関する正しい理解と知識の普及を図るための講座を実施するなど、さらなる充実を図るとともに、ひきこもりの家族をもつ親等との意見交換をする中で自助機能を高めるための支援に努めます。</p>	73	③	<p>ご意見を踏まえ、次のとおり修正しました。</p> <p>事業名：青年期ひきこもり事業の実施</p> <p>概要：ひきこもりに関する正しい理解と知識の普及を図るための講座を実施するなど、さらなる充実を図るとともに、ひきこもりの家族をもつ親等の自助機能を高めるための支援に努めます。</p> <p>活動指標：ひきこもり公開講座参加者数 実績値：30 目標値：30</p>
7	<p>No.48「障害者（児）の歯科保健事業の推進」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現計画では、指標と数値は実施者数となっていたが、研修会や会議の回数を指標とした意味はなにか。</li> </ul> <p>会議の回数を仮に多く開催しても事業成果としては達成度合を読めないのではないか。</p>	74		<p>事業ごとに設定している活動指標は基本的に「市が行う取組の活動量」を設定しています。これはできる限り定量的に事業の評価を行うために設定しているものです。市の活動の結果得られる成果（例えば受診者数など）については、計画の進捗管理の中でお示しさせていただきます。</p> <p>なお、障害者（児）の歯科保健事業は、障害者（児）の保護者や施設職員の理解により保健行動に結びつきます。保護者や施設職員を対象に「歯科口腔保健の重要性」を会議や研修によりご理解いただき同意を得ることで、本人が健診や保健指導を受けることとなります。</p> <p>活動指標として目標に掲げた会議・研修を実施することにより、口腔保健に対する意識の向上を働きかけた結果、歯科健診受診者数や口腔保健指導実施者数が増加することが見込まれます。</p>

No.	意見内容	原案該当ページ	変更点	事務局の見解
8	<p>No58「特別支援教育の充実」について</p> <p>現計画の「交流及び共同学習の推進」「学校における福祉教育の充実」「設備の充実と教育機器の導入」「通常の学級で個別的な支援を必要とする児童生徒への教育の充実」4つの施策の統合ということですが、資料3のP69で活動指標は特別支援学級設置率となっていて実績値83.3%から目標値100%となっています。</p> <p>一定の成果として、特別支援学級の設置率は、83.3%となったと思いますが、学校の現状は、深刻な教員不足に陥っています。年度途中で産休、病休等になった教員の代替が埋まりません。中には年度初めから教員定数を確保できていない学校も少なくありません。そんな中、依然として特別支援学級設置率を活動指標に挙げていることに矛盾を感じます。</p> <p>本校県立川越特別支援学校は、県内では珍しく通学区が狭く川越市と川島町のみ児童生徒が通っています。にもかかわらず10年前の小学部児童35名に対し今年度は124名、中学部生徒34名に対し現在50名と子どもの数が減ってきている中逆行して急激に増えています。もちろん、今年度新校舎を建てたものの教室数は20以上足りません。</p> <p>本来、障害があってもなくても自分の生まれた地域で教育が受けられるのが理想でありインクルーシブ教育だと思います。川越市がモデルになってそのような小学校の体制づくりとか考えられないでしょうか。</p>	77		<p>川越市教育振興計画においても「特別支援学級設置率」を指標として定め、令和7年度末の目標値を100%としています。そのため、次期障害者支援計画においても教育振興計画との整合を図り、同指標を設定させていただいております。</p> <p>ご意見のとおり、教員不足の課題がある一方で、少子化が進む中であっても特別支援学校へのニーズは高まっております。</p> <p>また、インクルーシブ教育については、昨年8月、国連障害者委員会で障害者権利条約の対日審査が行われました。同9月に総括所見が公表され、日本の特別支援教育が障害児を分ける分離教育だというふうに捉えた上で、この教育体制を見直すよう要請されました。</p> <p>一方で、文部科学省は「障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に過ごせるよう取り組んでおり、特別支援学校や特別支援学級に在籍する子供が増えていく中で、特別支援教育は中止せず、インクルーシブ教育を進める」としています。</p> <p>そのため、「特別支援学級設置率」を成果指標とすることに矛盾はないものと考えております。</p>
9	<p>No.58「特別支援教育の充実」には、現計画の「交流及び共同学習の推進」と「学校における福祉教育の充実」も統合されているが、これらの事業は特別支援教育とは分けた方がよいのではないか。</p> <p>例えば、一人ひとりに応じた支援に関する部分と、特別支援教育やインクルーシブ教育への理解・啓発に関する部分とに分けるようなことは考えられないか。</p>	77	⑤	<p>No.58「特別支援教育の充実」には、在籍が通常の学級・特別支援学級に関係なく、すべての児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援「交流及び共同学習の推進」が含まれます。</p> <p>ご指摘いただいたとおり、車いすやアイマスク等を活用した体験活動等を通じた「学校における福祉教育の充実」をNo.59「特別支援教育の理解・啓発の促進」に組み入れ、No.58「特別支援教育の充実」との差異を図りたいと考えます。</p>
10	<p>No.65に統合された内容が、第6次とさほど変わっていない。</p> <p>「法定雇用率が2024年に2.5%、2027年に2.7%に段階的に引き上げられることから」の文章を加えられないか。</p> <p>「公共職業安定所や関係機関・団体との連携を推進する」という文章を加える。</p> <p>また、石原町にあった障害者就労支援センターの運営懇談会があった時、青年会議所や工業団地から民間の企業の人々が参加していたように、この会議に民間の企業関係者を加え、好事例を共有しながら担当者会議を開催していただきたい。</p>	79	⑥	<p>「公共職業安定所等との連携の推進」の概要欄に法定雇用率引き上げに関する文言を追記しました。</p> <p>「公共職業安定所や関係機関・団体との連携を推進する」については、事務局案のとおりとします。</p> <p>なお、活動指標中の川越市しごと支援事業担当者会議は川越しごと支援センターやジョブスポット川越等の事業運営に関する会議であるため、外部の民間企業等を加えることは、想定しておりません。</p> <p>民間企業関係者も含めた好事例の共有については、ご意見として承ります。</p>

No.	意見内容	原案該当 ページ	変更点	事務局の見解
11	<p>66 雇用啓発活動の強化</p> <p>63雇用啓発活動の強化は雇用する側への啓発活動で、67障害者就労支援セミナー等の開催は就労に向けた障害者への支援です。統合したことで事業名が雇用啓発活動の強化なのに活動指標が就労支援セミナー参加者数とちぐはぐなものになっています。雇用・就労環境の充実が重点施策になっていますので、現行より一歩進めるためにも統合はせず、雇用啓発活動の強化の方には障害に対する理解が進むような内容を加えてください。</p>	79	⑨	<p>現計画No.63雇用啓発活動の強化,65就労支援事業の充実,67障害者就労支援セミナー等の開催を再度次のとおり整理しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現計画No.63「雇用啓発活動の強化」は統合せず継続 ⇒次期計画No.66「雇用啓発活動の強化」へ</li> <li>・現計画No.67「障害者就労支援セミナー等の開催」はNo65「就労支援事業の充実」と統合 ⇒次期計画No.68「就労支援事業の充実」へ</li> </ul>
12	<p>現計画No.98「グループホームの充実」はなくさない。市営住宅の空き室利用も継続していただきたい。現計画No.127「空き家等の活用の促進」もなくさない。現計画No.98とNo.127を統合するのはよい。次期計画では「グループホームの充実」の活動指標に、入所待機者数実績値81目標値70を入れてはいかがか。現計画No.138はそのまま残していただきたい。特に「また、重度の障害のある方を受け入れる事業所に対し、人材確保のため重度加算制度等の充実を図ります。」は変更しないでいただきたい。</p>	82	⑦ ⑧	<p>「グループホームの充実」は統合せず、次期計画ではNo.79として整理させていただきます。</p> <p>「空家等の活用の促進」については、「グループホームの充実」に統合させていただきます。</p> <p>また、重度加算制度等につきましては、名称は残すことといたしますが、アクションプランを踏まえた記述とさせていただきます。</p>
13	<p>障害者支援施設が入所施設であることが分かるように、施策名を「障害者支援施設（入所）の整備」としていただきたい。</p>	82	④	<p>次のとおり修正させていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「障害者支援施設（入所施設）の整備」</li> </ul>
14	<p>提案した施策3「暮らしの場の充実」には次の事業を位置付けていただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者支援施設（入所）の整備</li> <li>・重度者対応グループホームの量と質の充実</li> <li>・空家等の活用の促進</li> <li>・重度障害者に対応する事業所への支援の促進</li> </ul>	82	⑦	<p>「暮らしの場の充実」には次のとおり事業を位置づけさせていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者支援施設（入所施設）の整備</li> <li>・グループホームの充実</li> </ul>
15	<p>74 重度障害者に対する事業所への支援の促進</p> <p>98グループホームの成実は統合しないで現行の施策をのこしてください。量的には多くありますが、重度障害者や精神障害者が断られることのない質の充実したグループホームは不足していますので、活動指標は重度障害者・精神障害者対応グループホームとして目標値をあげてください。</p>	83	⑦	<p>「グループホームの充実」については統合せず、次期計画においても1事業として位置づけます。また、活動指標は次のとおり設定しました。</p> <p>指 標：日中サービス支援型のグループホームの定員数 現状値：65（令和4年度実績） 目標値：110</p>

No.	意見内容	原案該当 ページ	変更点	事務局の見解
16	資料4-1「新規・統合・廃止理由」に関する意見 (1)「新規」について 「新規」として加えられた事業については、法律の定めるところによるものとのことであり、適当と考えます。 一方、川越市独自の「目玉事業」となり得る「新規事業」があればよいのですが、財政的な問題などもあり、実際のところなかなか難しいですね。 (資料上、「現計画施策名」の欄は空欄とすべきではないでしょうか。)	-		アクションプランで事業の見直しが求められており、新たに予算を投じて市独自の事業を実施することは難しい状況でございます。
17	(2)「統合」について ①事業内容が重なるものを統合するという点については適当と考えます。 ②No74について、その理由として「今後は量から質への転換が求められ、・・・」とありますが、実際のところ「量の不足なし」といえるのか懸念されます。 所謂、「待機者問題」があるように、「量的確保」は「質の向上」のために見送られてよいとは思えません。「質の向上」を否定するものではありませんが、どちらも重要なことと思います。よって、あえて統合することはないのではないかと考えます。 (3)「廃止」について 適当と考えます。	82	⑦	「グループホームの充実」は統合せず、No.79として整理させていただきます。
18	自立支援協議会の充実について、新規で精神障害者部会と知的障害者部会の設置について検討していただきたい。	85		川越市地域自立支援協議会の部会におきましては、参画いただいております各委員の意見を踏まえ、障害の種別を限定することなく、障害者の方々の生活全般における課題の共有に努めているところでございます。 そのため、現時点では個別の障害に特化した部会を設ける考えはございませんが、各委員に対しまして本意見を伝えさせていただきます。
19	「〇3相談支援体制の充実」の中に「重層的な支援体制の整備・充実」を事業名で加えていただきたい。「包括的相談支援」や「地域づくり」「住民参加」「多機関協働」等をキーポイントに重層的支援体制の整備を図っていただきたい。	58 59 81	①	重層的支援体制の整備については、上位計画である地域福祉計画において取組を進めていることから、施策分野6「福祉サービスの充実・向上」において、重層的支援体制に関する記述を追記させていただきます。
20	「日中活動の場の充実」の事業に「重度障害者に対応する事業所への重度加算制度等の充実」を位置付けていただきたい。	82 83		ご提案いただいた事業については、「重度障害者に対応する事業所への支援の促進」に内包されるものと考えております。

No.	意見内容	原案該当 ページ	変更点	事務局の見解
21	No.116「盲人ガイドヘルパー事業の充実」 ・社協理事会において挙げられた意見であるが「盲人」という呼称に抵抗がある。今の時代では、事業名といえど、「視覚障害者ガイドヘルパー事業」などと変えることはできないか。	90		ご意見を踏まえて事業名の変更について検討してまいります。
22	デジタルアクセシビリティとして、デジタル庁は色の認識が難しい人に配慮し、白と黒を基調とする↓ホームページにしています。 <a href="https://www.digital.go.jp/">https://www.digital.go.jp/</a> <a href="https://www.digital.go.jp/resources/introduction-to-web-accessibility-guidebook/">https://www.digital.go.jp/resources/introduction-to-web-accessibility-guidebook/</a> 予算が付けば、市のホームページでも取り入れると良いと思いました。	92		市ホームページは、デジタル庁と同様にウェブアクセシビリティに関するJIS規格であるJIS X 8341-3:2016（国際規格であるWCAG 2.0と一致規格）に準拠して作成しており、規格の達成基準に定められた文字色と背景色のコントラスト比を遵守するなど、色の認識が難しい方にも配慮したホームページとなっております。今後も、あらゆる方が見やすいホームページとなるよう、配慮して作成してまいります。
23	資料4-1にある新規・統合・廃止事業に対して (1)優先順位を付けているのか。 「視覚障害者等の読書環境の推進に関する法律」を↓参照しました。 <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaisa_hukushi/sanka/bunka_00003.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaisa_hukushi/sanka/bunka_00003.html</a> そこで素朴な質問があります。No.133から139まで（分類は新規）について、計画ご担当として、市の現状から考えて、すべてが同時進行で各施策に取り組むことができるのか。またはマンパワーの問題があり、同時進行には無理があり、優先順位を付けてできる事業から対応していくのか。その際、特に優先順位が高い事業名は何番ですか。	94 95		今回新たに追加した施策は、国の「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」や、県の「第6期埼玉県障害者支援計画」を勘案し、川越市の状況を踏まえて作成したものです。内容は、新しい事業を始めるというのではなく、現在行っていることを幅広く周知する、または、計画的に行っていくという趣旨のもので、同時に取り組むことは可能と考えております。また、優先順位はありません。
24	(2)市の組織における関係部署はどこですか。 福祉部全体の施策と考えれば、または視覚障がい者のために考えられたサービスが、高齢者をはじめ多くの人にとっても役立つとも考えれば、たとえば高齢者いきがい課と協働するのか。施設利用として見れば、市総合福祉センター（オアシス）との絡みがあるのか。	94 95		No.133から138の事業の所管は中央図書館になりますが、視覚障害者の方などへの情報アクセシビリティの向上に関しては全庁的に取り組むべきものであると認識しております。
25	「雇用・就労環境の充実」や「外出や移動の支援」が重点施策となっているが、どの部分で重点と言えるのか分からない。	-		重点施策のうち、計画上新規事業など分かりやすい記載がない施策もございますが、法改正等により障害者施策を推進していく国の動向も踏まえ、本市としても必要な取組みを推進してまいります。